

第5回(仮称)三鷹市子どもの権利に関する条例(素案)検討委員会に係るご意見まとめ

資料 1

■素案(案)について

項目	委員名	ご意見概要	回答・対応
1	前文 第1章 第1条	北田 真理 委員 前文の最後の段落と第1条に子どもの最善の利益についての記載があるが、児童の権利条約では、子どもの最善の利益は「プライマリーコンシダレーション」と出てきて、プライマリーは「第一の」、「一番に考慮する」、「主として」などと訳されている。本条例の中でも子どもの最善の利益の表現については、プライマリーに考えるという副詞をつけてはどうか。その場合、子どもの最善の利益の記載を前文と第1条の両方に載せるべきか、どちら一方とするかについても検討の余地がある。	前文及び第1条の「子どもの最善の利益を考え」の表現について、プライマリーの部分を追加し、いずれも「子どもに関係する事項については子どもの最善の利益を第一に考え」に表現を修正しました。
2		山本 真実 委員 児童の権利条約でも、最善の利益という言葉は1カ所ではなく何カ所も出ており、表現もいろいろな表現を使っているので、しつこくても前文と第1条の両方に入れた方が良い。 プライマリーの副詞については、「第一義的に」や「優先的」の表現はやめた方が良い。何かと比較して「優先」という言葉は適当ではない。	
3		松原 拓郎 委員 プライマリーを酌んだ趣旨の表現を何らか入れた方が良い。第1条は目的規定で本条例全体に関わるところであり、第2章以降で最善の利益がなかなか出てこないということもあるので、第1条に最善の利益の表現を入れておく意味は非常に大きい。	
4		武本 明日香 委員 前文と第1条の両方に最善の利益の表現を入れておいて良いと思う。子どものお父さんやお母さん、真っさらな人が読んだ時に、プライマリーの意味の副詞が入っている方が分かりやすい。	
5	前文	松原 拓郎 委員 前文4段落目の最終行について、前回から修正した「大人も子どもも他者の権利を大切にできる」の部分は、子どもも他者の権利を大切にしなければならないというような義務的、責任的な理由が強くなってしまう恐れがあり、違和感がある。その部分を取って「子ども一人ひとりの権利が守られる地域づくりを推進していく」とするか、第3条と第4条を生かして「子ども一人ひとりの権利が守られ、自分らしく生きられる地域づくりを推進していく」としてはどうか。	これまでの「子どもも子どもの権利を守ることについての議論を踏まえつつ、「お互いのことを大切にできる」という表現に修正しました。
6		山本 真実 委員 「他者の権利」という言葉が引っかかり、義務的な匂いがする。以前に義務と権利の議論もあったので、「一人ひとりの権利が守られる地域づくり」でも十分だと思うが、お互いの尊重については大事なことなので、「他者の権利～」の部分を「相互の尊重」や「相互の権利」など言葉を変えて、メッセージで「権利はお互いに守っていくもので、侵害するものではない」という事が伝わるように書くなど工夫できないか。お互いに権利を守る、侵害しないようにしていくことが権利擁護の第一歩ということは伝えなくてはいけない。	
7		武本 明日香 委員 読んだ時に違和感はなかったが、そういう意見もあるのだと思った。三鷹の協働、地域、大人も子どもも一緒に協働するという中では、このような表現が出てきがちなのかもしれない。せっかくの前文なので、義務的なものを感じてしまうのであればなくても良い。	
8		山下 敏雅 委員 子ども達に子どもの権利の話をする際には、最後にお互いが尊重し合うことが大切だという話をしている。通常の人権概念では「他者の権利を侵害しないようにせよ」ということに違和感があるが、この段落では、「このまちは市民一人ひとりが協力してやってきた」というところからつながっており、一人ひとりが守られる結果、自分の権利だけではなく他の人の権利も尊重しようという事を言いたいんだろうと思う。 やはり「他者の権利」という表現は強いので、「自分の権利も相手の権利も大切」や「お互いの権利を尊重し合って」と書くか、前文ではそういうふうには書かず、これから作るパンフレットや授業の中で伝えていくかのどちらかではないか。前文に入ってしまうと、こちらの思いとは別に、「子どもに権利主張させるとわがままになる」、「権利を主張するなら義務を守れ」等と言うような従来型の大人に良いように使われてしまうことが危惧される。書くのであれば丁寧に書く、あるいは権利が一人ひとり守られるという事だけを抑えて書いたらうえで説明をするときに丁寧に話していく方が良い。	
9		北田 真理 委員 尊重まで行くと強くなってしまうかもしれないが、お互いのことを大切にできるというようなニュアンスであれば自然かと思う。書かないというのもありだが、あってもいい気がする。	
10	第2章 第3条	山本 真実 委員 「差別されないこと」について具体的に書いているが、具体的に書けば書くほど他にもあるという話になり、これしかないのかと突っ込まれる可能性があるので、もう少し軽く書いた方が良い。子どもは、何か人とは違うという同調圧力のような、すごく単純で素朴なところから差別をしていくので、それがなくなるようになれば良いと思う。書かれているのがこれだけだと、何か言われてしまうのではないかという気がする。	差別について限定的に捉えられてしまう可能性があるため、具体的な例示は避け、「差別されないこと」という表現に修正しました。
11		山下 敏雅 委員 具体的に挙げると丁寧ではあるが、逆にこのように大きな人種、国籍、性などとなるとぴんとこないところがある。子どもたちは、兄弟間差別などにも敏感になっている中で、この例示を見て子どもたちが気づけるか。丁寧に書くことによって、他のものが違うと思われるのももったいない。また、差別にしても、今後、新たなものが出てくることも考えられる。条例制定後、縛られずに発展性を持たせるためにも、逆に「差別されないこと」だけにしていくのが良い。	
12		松原 拓郎 委員 限定列挙に取られてしまう恐れがあるので、「差別されないこと」とシンプルにした方が良い。	
13		武本 明日香 委員 いろいろな知識がなくて読むと、これだけなのかと思ってしまうので、「差別されないこと」だけにした方が良い。	

項目	委員名	ご意見概要	回答・対応
14	第2章 第5条	山本 真実 委員 遊びと休息が並んでいるのがひつかかる。子どもにとって遊びは価値があり、特に幼児教育の場合は、遊びを通して成長、発達していくので、遊びという言葉を大事にしておきたい。休息も大事だが、例えば(3)と「安心できる居場所で自由な時間を過ごしてゆっくりすること」などのようにまとめられるのではないか。記載する順番も、成長的な発達を考慮すると、学ぶことが先ではなく、遊ぶことを先にしてほしい。	'遊び、休息をとること'を分けるとともに、記載する順番を入れ替えて、「(1) 遊ぶこと」「(2) 学ぶこと」「(3) 休息をとること」…と修正しました。
15		武本 明日香 委員 自分のことを考えても、確かに学ぶことよりも最初に遊んでという方が多かったので、遊ぶこと、学ぶことの順番にしても良い。	
16		山下 敏雅 委員 歴史的にも、まず、子どもの学ぶ権利が意識され、その後徐々に遊ぶ権利や休む権利も浸透してきたという面があるが、乳幼児は遊ぶことが遊びや育ちにつながっていくし、中高生の子では遊ぶことが権利だと知らないこともあるので、第5条の最初に遊ぶことがくるのは理解できる。	
17		松原 拓郎 委員 第5条は、心身ともに豊かに育つための権利のカタログであり、手間を惜しまずにはらせるものははらして丁寧に書いた方が良いので、遊びと休息は分けて書いても構わないと思う。また、子どもは遊ぶところから人生が始まっていくので、ライフサイクルに応じて順番をつけていくという視点は、子どもの視点を取った時に非常に意味がある。	
18		北田 真理 委員 安心できる居場所で自由な時間を過ごすことと休息とはちょっと違うので、そこは別々として、遊ぶこと、学ぶこと、休息すること、安心できる居場所で自由な時間を過ごすことの順番にするのが良い。	
19	第5章 第23条 第25条	松原 拓郎 委員 第23条第5号の「必要な調査を行い、理解を広め、連携を推進すること」というのが、具体的に何ができるのかイメージが湧きにくい。子どもの権利擁護について、予防的な調査を職権で行い、その上で予防的な要請や広報ができるのか、分かりにくい。「理解を広め」の部分を「普及啓発活動を行うとともに」のように、明確にすることはできないか。 また、第25条第2項で「市長は、擁護委員が第23条第3号の要請を行った場合に、公表できる」となっており、公表は第23条第3号に限定されている。予防的な広報が必要な時もあるので、第23条第5号を受けた何らかの広報的手段を入れるのがふさわしいのではないかと思う。	第23条第5号については、より分かりやすくするために、「必要な調査を行い、関係者間の連携を図るとともに、普及・啓発に協力すること」という表現に修正しました。 なお、公表については、権利侵害(第23条第3号)の場合は第25条第2項による公表、権利擁護(第23条第5号)の場合は第25条第1項による報告と整理します。
20		山下 敏雅 委員 豊島区の子どもの権利擁護委員としては、日々の出張授業や関係機関への研修、配布物や広報の作成などが予防的活動になっている。 豊島区では、救済申立てがあって是正勧告となった場合は、公表するかしないかは権利擁護委員が行うが、公表について区長に諮る必要があり、認められれば擁護委員が公開することになっている。具体的な権利侵害があり、それを認定する場合には加害者とされる人が出てきてしまうので、公表するに当たっては市長の判断が入らなければだめだと思う。他方で、予防的なものは、加害者とされる人がいないので、通常の活動報告や日常的な啓発、第25条第1項の定期報告等で公表されるということでも理解できる。 具体的な事案でも、侵害が発生して調整したものでも、予防的な活動や普及啓発は、擁護委員が主体的に、基本的には自由な判断で行っていくべきもので、加害者とされる人が出てくる要請事案の公表については、市長のチェックが入るイメージである。	
21		山本 真実 委員 保育においても、不適切な保育の疑いがある場合に、監査に行き、警告し、訓戒などの段階があるので、その最初の段階ぐらいまでは擁護委員ができるようにしておいたほうが良い。市長の判断が入るのは大事なので、責任を全て権利擁護委員に負わせる形にならないように、公が若干入るこのスタイルで問題ないかと思う。	
22	子どもの権利擁護体制イメージ図	山下 敏雅 委員 相談体制の図で、既存の相談機関とあるが、実際はこのような機関だけでなく、地域の民生・児童委員の方やNPOから相談が来ることも多いので、行政機関の連携だけでなく市民の方々とよりつながっていってほしい。 相談から救済までの流れの図では、救済申立てがあつてから調査実施、調整となっているが、救済の申立てまで行くことはレアである。相談を受けて、調査したり調整していくパターンもあれば、調査や調整は行わずに、相談者と話をする中で解決するパターンもあるし、調査や調整をしてもどうしても解決できずに救済申立てまで行くというパターンやいきなり申立てというパターンもある。申立てがなくても調査や調整をしていく方が本来望ましい。 また、この図では申立てと書かれているが、条文の中には申立てという言葉が一言も出てこなくて大丈夫か。	子どもの権利侵害の相談から救済までの流れの図については、様々なパターンが考えられることを考慮し、図の活用に向けて修正を行います。 また、申立て、調査及び救済など、手続きについては、条例の施行規則の中で具体的に定めていく予定です。
23		松原 拓郎 委員 救済の申立ての後に調査、調整とするのは限定しすぎだと思う。実際、相談があったらその段階でどういう対応が取れるか、どういう方法があるかという話をしてケースごとに様々な解決を図っていく。この救済申立てと書かれている中にバラエティーに富んだものがあるので、もう少し広い要件が必要ではないか。	

■条例制定までのスケジュールについて

項目	委員名	ご意見概要	回答・対応
1 パブリックコメント	山下 敏雅 委員	障害者権利条約のときにも「私たちのことを私たちに抜きに決めないで」というメッセージがあったが、今回の条例についても子どもたちが議論するプロセスがあった方が良い。ここまで条例素案を検討する中で、最善の利益や他者の権利の尊重などいろいろと議論になったが、子どもたちにもここはこうしてほしいということがあるはずなので、子どもたちに意見を聞くステップがないまま、大人だけで議論して決めてしまうのはどうなのか。タイトなスケジュールではあるが、何らかの形でこのステップは必要である。	令和8年5月～6月に予定しているパブリックコメントとは別に、条例案に対する子どもの意見聴取の機会を設定できるよう検討及び調整を行っていきます。